

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の地勢等

師崎商工会（以下「当商工会」という。）地域は、名古屋市から南方に延びる知多半島の先端に位置し、太平洋から湾入する海を伊勢湾と三河湾の両湾に分けている知多半島にあって、半島北部は臨海工業地帯として目覚ましい発展をとげており、その最南端にある南知多町大字師崎、大井、片名、日間賀島及び篠島（以下「当地域」という。）が当商工会管内に含まれている。当地域は、漁業の町として発達をし、近年においては観光地として発展している。三方を海に囲まれた当地域の沖合には、愛知県内の3つの有人離島のうち、北に日間賀島、南に篠島が位置し、当地域の面積は9.45k㎡となっている。

また、当商工会管内の人口・世帯数は、7,487人、3,005世帯である。※令和3年6月末現在

(2) 地域の災害リスク

南知多町（以下「当町」という。）は、三方を海に囲まれ、東に三河湾、南西は伊勢湾に面した知多半島の最南端に位置する地域である。

現在、当町は、東海地震に関する地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されており、また、平成26年5月に愛知県が公表した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果」によると、南海トラフ地震発生に伴い発生する最大クラスの津波により、最大津波高は9.5メートル、津波高30cmの津波到達時間は最短18分、浸水想定区域は416haと甚大な被害が想定される。

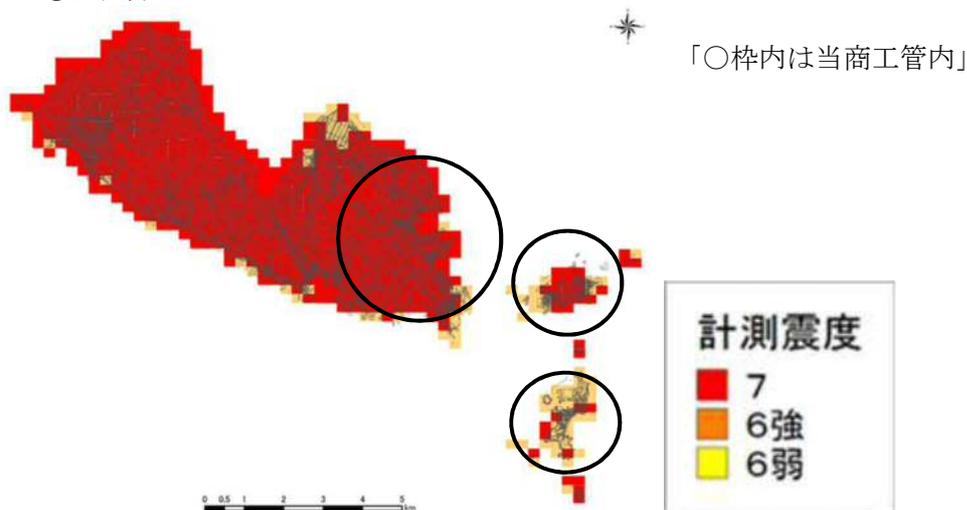
当地域は、東海・東南海・南海地震について、今後30年以内の発生確率が非常に高い値となっており、当商工会管内は、当町の最南端に位置していることから、両島を含めた推定される被害は甚大である。

また、新型コロナウイルス感染症を始めとする新たな感染症は、感染者を介して、いくつかの感染経路から広がり、その感染力は非常に強く、高齢者、基礎疾患がある場合には重症化の恐れもあり、昨今の世界的な大流行により企業活動に大きな影響を及ぼし、今後も経済的な影響をもたらす恐れがある。

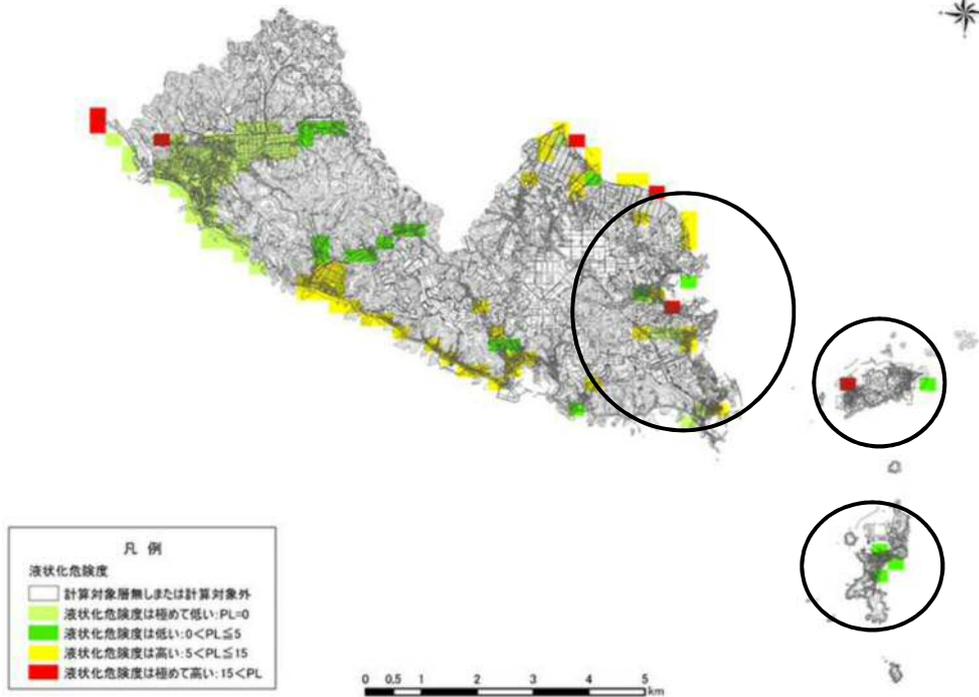
なお、地域や職場における感染症対策は、感染拡大の防止と従業員の生命や健康の保護にとって極めて重要である。感染症は感染者を介して、いくつかの感染経路から広がる可能性があるため、感染経路を遮断するためにまずは予防すること、そして発生した場合には最小限に食い止めることが重要である。

1) 当町における南海トラフ地震被害予測

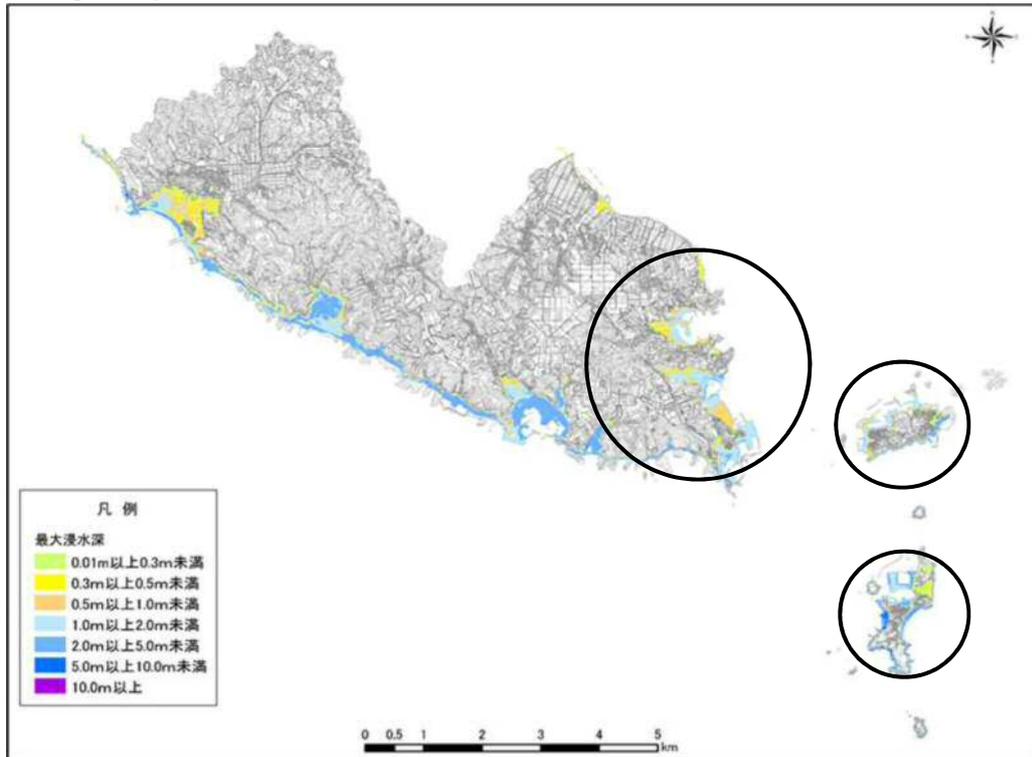
① 震度分布



②液状化危険度



③最大浸水深



④最大津波高及び最短津波到達時間

最大津波高	最短津波到達時間 (津波高 30 cm)
9.5m	18分

「理論上最大想定モデル」

⑤建物被害（全壊・焼失棟数）

想定地震の区分	愛知県想定	
	過去地震 最大モデル (冬夕)	理論上最大想定モデル
		(冬早朝) 地震：東側ケース 津波：ケース①
堤防等の条件 (土堰堤)	被災する (50%又は75%沈下)	被災する (75%沈下)
揺れによる全壊	約 1,700 棟	約 7,000 棟
液状化による全壊	*	約 10 棟
浸水・津波による全壊	約 200 棟	約 60 棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約 60 棟	約 70 棟
震火災による焼失	約 300 棟	約 1,100 棟
合計	約 2,200 棟	約 8,300 棟

※端数処理：5未満→「\*」、5以上100未満→「一の位を四捨五入」、100以上→「十の位を四捨五入」

⑥人的被害（死者数）

想定地震の区分	愛知県想定	
	過去地震 最大モデル (冬夕)	理論上最大想定モデル
		(冬早朝) 地震：東側ケース 津波：ケース①
堤防等の条件 (土堰堤)	被災する (50%又は75%沈下)	被災する (75%沈下)
建物倒壊等による死者	約 100 人	約 400 人
(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	*	約 20 人
浸水・津波による死者	約 400 人	約 1,300 人
(うち自力脱出困難)	約 60 人	約 400 人
(うち逃げ遅れ)	約 400 人	約 1,000 人
急傾斜地崩壊等による死者	約 10 人	約 10 人
地震火災による死者	*	約 40 人
死者数合計	約 600 人	約 1,800 人

※端数処理：5未満→「\*」、5以上100未満→「一の位を四捨五入」、100以上→「十の位を四捨五入」

出典：南知多町国土強靱化地域計画

2) 当町における感染症対策計画

対策の目的及び基本的な戦略

○感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護するよう計画する。

- ・流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等を少なくして、医療機関への負担の軽減、医療体制を強化し、医療提供のキャパシティを超えないようにして、適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

○住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう計画する。

- ・感染症対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

出典：南知多町新型インフルエンザ等対策行動計画

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者数 551 社
- ・小規模事業者数 473 社

産業分類	商工業者数	小規模事業者数
A 農業、林業	2	2
B 漁業	6	6
D 建設業	37	36
E 製造業	64	53
H 運輸業、郵便業	25	22
I 卸売業、小売業	155	123
J 金融業、保険業	11	6
K 不動産業、物品賃貸業	3	2
L 学術研究、専門、技術サービス業	4	4
M 宿泊業、飲食サービス業	162	140
N 生活関連サービス業、娯楽業	56	56
O 教育、学習支援業	6	6
P 医療、福祉	9	9
Q 複合サービス業	5	4
R サービス業	6	4
計	551	473

出典：平成 28 年経済センサス

(4) これまでの取組

1) 当町の取組

①計画等の策定

- ・南知多町地域防災計画改定（毎年度）
- ・南知多町津波避難計画改定（令和 3 年 3 月）
- ・南知多町災害廃棄物処理計画策定（平成 29 年 12 月）
- ・南知多町業務継続計画策定（平成 30 年 3 月）
- ・避難情報の判断・伝達マニュアル改定（令和 3 年 8 月）
- ・南知多町備蓄計画策定（平成 31 年 4 月）
- ・南知多町受援マニュアル改定（令和 3 年 9 月）
- ・南知多町国土強靱化地域計画策定（令和 2 年 8 月）
- ・南海トラフ地震臨時情報発表時における対応マニュアル改定（令和 3 年 5 月）

②防災事業

- ・防災行政無線の整備
- ・防災マップの作成・更新
- ・防災カルテの配布
- ・津波避難指示案内板の設置
- ・自主防災会への補助金制度
- ・家具転倒防止器具取付事業の実施
- ・防災リーダー養成講座の開催
- ・防災センターの整備（内海・豊浜・篠島・日間賀島）
- ・師崎避難所の整備
- ・災害時における各種協定を民間事業者と締結
- ・備蓄物資等の備蓄・充実

【参考資料】

- ・南知多町地域防災計画（令和 3 年 3 月改定）

## 2) 当商工会の取組

- ①防災セミナーの開催（平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度）
- ②外国人技能実習生対象の避難訓練の実施（平成 18 年より年 4 回程度）
- ③備蓄品（災害用防災セット、飲料水(500m l)、保存食）
- ④防災用品（小型船舶用救命胴衣、ヘルメット、発電機、緊急脱出用レスキューハンマー）
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策事業の実施
  - ・ 国、愛知県の感染症対策について周知
  - ・ 各種感染症対策施策支援  
当町緊急経済対策支援、融資、補助金、給付金、協力金、雇用調整助成金、GOTO キャンペーン申請支援、あいスタ認証支援他
- ⑥新型コロナウイルス感染症対策（PCR、抗原検査キット等、防護服の保管）

## II 課題

当地域は三方を海に囲まれ地震等によって発生する津波の被害は甚大な地形にも関わらず、小規模事業者の防災（自然災害）に対するリスクについての意識が低い。当商工会管内の BCP 策定率は以下のアンケート結果より約 0.2%（回答事業者 26 社中 1 社）であり、全国の中小企業における BCP 策定率は 12%程度、小規模事業者における BCP 策定率は 2.2%程度に比べ低い。また、事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定に必要な情報が行き届いておらず、加えて平時・緊急時の対応を推進する知識を持った人員が十分にいない。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、観光業者及び観光業者に納品する卸・小売業者等の業績悪化は大きく、こうした小規模事業者に対する支援の体制を整える必要がある。

当商工会の BCP は、未策定であり機能していない。

出典：中小企業における BCP 策定率（「2020 年版中小企業白書」）

出典：小規模事業者における BCP 策定率（「2019 年版中小企業白書」）

アンケート結果

回答事業者数		27
BCP の策定状況	策定済である	1
	策定していない	26
今後の策定予定	策定済である	1
	きっかけや時間があれば策定したい	15
	策定する予定はない	11

※令和 3 年 10 月 7 日 509 事業所へ郵送 回答率 5.3%

## III 目標

### (1) 当商工会と当町の連携

当町と当商工会は、自然災害発災時に災害情報を共有し、復興対策が速やかに行えるように体制を整え、定期的な会議を開催し調整する。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、各種支援についても、お互いに情報交換・共有し、当町の支援施策等に対して、当商工会は当町の施策周知及び支援窓口として協力する。

発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

### (2) BCP 策定の支援

小規模事業者に対して自然災害及び感染症拡大によるリスクの認識と BCP 策定の必要性を周知する。

（目標件数）

- ・ 事業継続力強化支援に係る巡回指導件数 年 30 件
- ・ BCP 策定セミナーの開催回数 年 1 回
- ・ BCP 策定支援事業者数 年 10 事業者
- ・ BCP 策定事業者数 年 2 事業者

(3) 組織内における体制、デジタル化の推進

発災後の速やかな復興支援策の実施と域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制を構築する。また、リモートワークやオンライン会議の活用等新たな働き方改革や効率化の取組に加え、新型コロナウイルス感染症流行による対策として、影響を受けやすい小規模事業者の求めに速やかに応じることができる支援対策特別相談窓口設置及び職員の育成等の仕組みづくりを構築するとともに、日間賀島、篠島の小規模事業者に対しても相談しやすい環境づくりとして、小規模事業者に対するオンライン相談等機動的に対応できる体制を強化する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）5年間

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和3年3月改定した「南知多町地域防災計画」、平成26年11月策定した「南知多町新型インフルエンザ等対策行動計画」について、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組みよう本計画との整合性を整理する。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、南知多町津波防災マップ、土砂災害・高潮防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や広報みなみちた、ホームページ等を用いて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染拡大の状況も日々変化するため、事業者には常に最新で正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては、事業者に対して業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等についての周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内の換気設備の設置、デジタル化やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、事業継続計画を令和5年3月31日までに作成する予定である。

3) 関係団体等との連携

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部、株式会社日本政策金融公庫熱田支店との連携によるBCP策定講習会、個別相談会を開催する。
- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社と連携して専門家の派遣を依頼し、会員事業者

以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。  
 ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当商工会と当町は、年1回以上、本事業継続力強化支援計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う訓練は必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関に連絡を行い情報共有する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 24 時間以内に職員の安否報告を行う。  
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出した場合は、当町における感染症対策本部の方針に基づき、感染症対策の実施を検討する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当商工会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報の共有をする。

※被害規模の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況	想定する応急対策
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>	①緊急対策事務局の設置 ②緊急相談窓口の設置及び相談業務 ③被害状況調査 ④復興支援業務 ※職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>	①緊急相談窓口の設置及び相談業務 ②被害状況調査
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>	特になし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

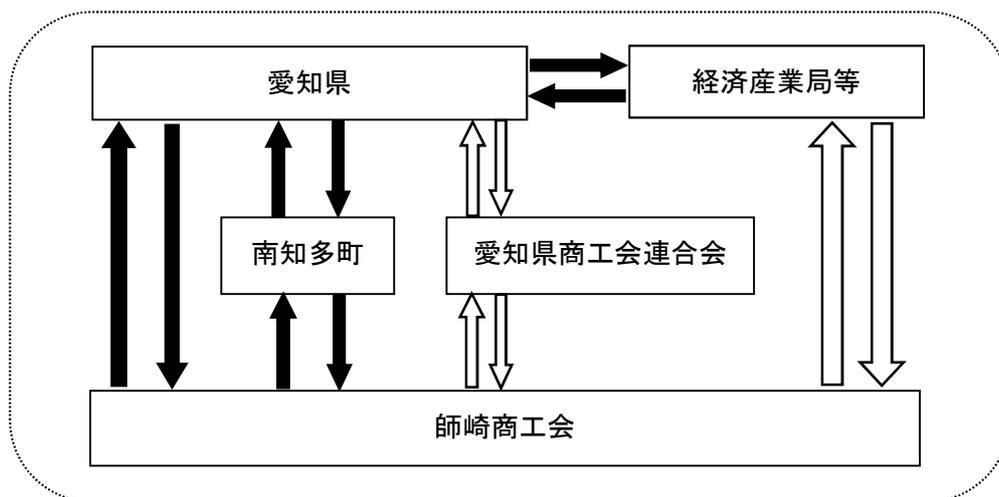
・本計画により、当商工会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

### < 3 . 発災時における 指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動の範囲についてを決定する。
- ・当商工会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認を行う。
- ・当商工会と当町が共有した情報については、愛知県の指定する方法にて当商工会又は当町より愛知県に報告をする。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会と当町が共有した情報を愛知県の指定する方法にて当商工会又は当町より愛知県に報告する。

#### ※連絡ルート



### < 4 . 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。）。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5 . 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

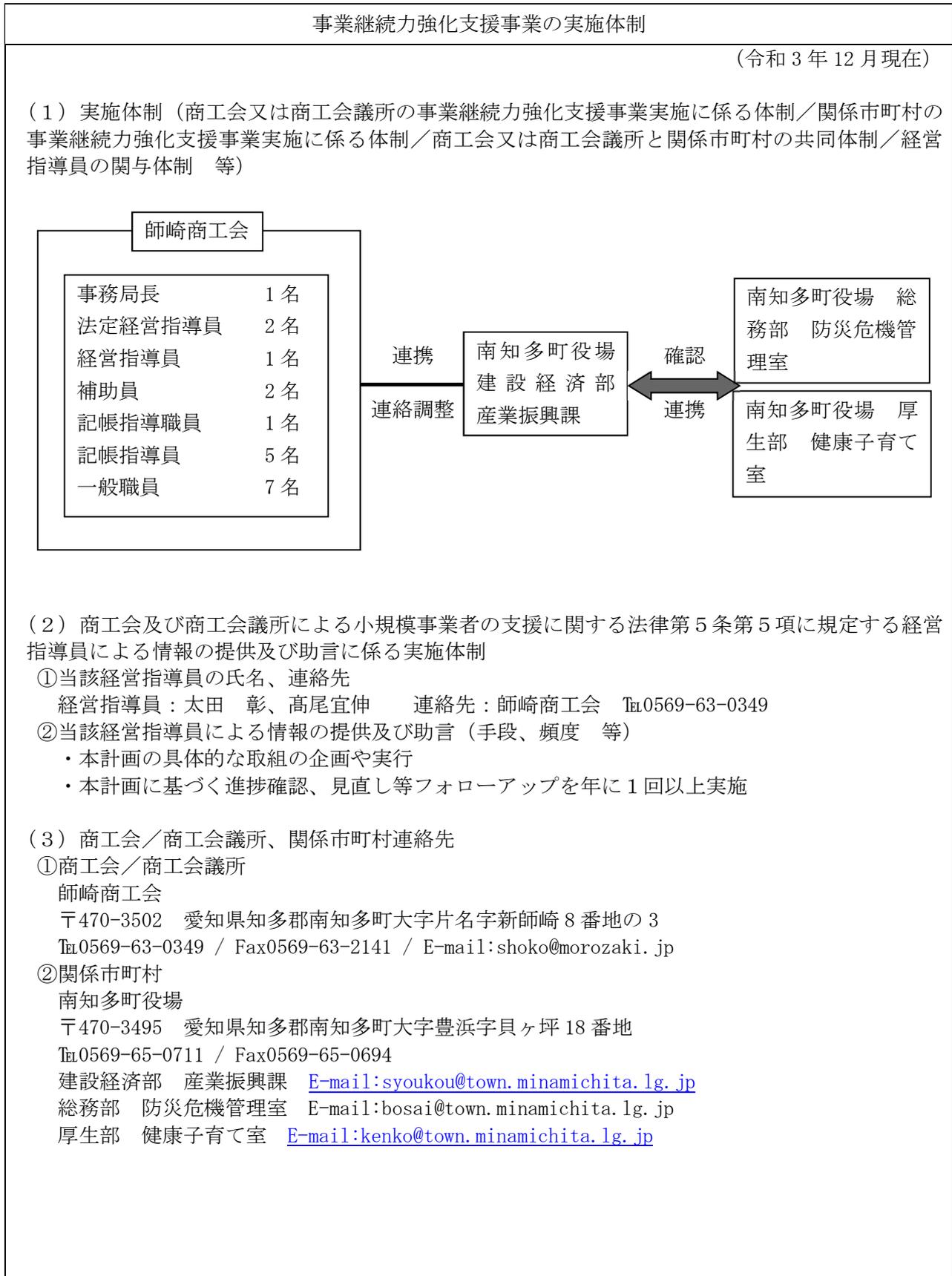
- ・愛知県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等の相談を愛知県等に行う。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	10	10	10	10	10
印刷費等	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
南知多町補助金(商工会補助金)、愛知県補助金、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 半田支社 渡邊敬倫 住所：〒475-0911 愛知県半田市星崎町 3-39-80
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者の災害に対するリスクについて周知 ・防災セミナーの開催 ・BCP策定セミナーの開催 ②BCP策定支援 ・専門家派遣 ・法定経営指導員等に対する講習会の開催
連携して事業を実施する者の役割
①セミナーの企画、講師派遣 ②災害リスクに伴う資金繰り悪化、又は事業再建資金等に対する相談、指導等 ③リスクファイナンスとして保険の活用、見直しに対する相談、指導
連携体制図等